

平成 28 年 4 月 26 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長
林 朝 則
(コード番号 6839 東証第一部)
問 合 せ 先
(T E L 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

仲裁申立の裁定に関するお知らせ

船井電機株式会社（本社：大阪府大東市、以下「当社」といいます。）と Koninklijke Philips N.V.（以下、「PHILIPS」といいます。）との係争中の仲裁につきまして、平成 28 年 4 月 26 日に国際仲裁裁判所より仲裁判断を受領しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 仲裁申立の経緯及び内容

当社は、平成 25 年 1 月 29 日に、PHILIPS との間で、ライフスタイル・エンターテイメント事業（以下「本件事業」といいます）を承継する会社の全株式を取得するための株式売買契約（以下「本件契約」といいます）を締結しました。しかし、PHILIPS は数回にわたる取引実行日の延期にもかかわらず、事業の切り離しを完了することができませんでした。また、PHILIPS が当社に譲渡しようとした事業は、本件契約締結前に、PHILIPS が当社に説明した内容とはかけ離れたものでした。

平成 25 年 10 月 26 日付け開示「PHILIPS のライフスタイル・エンターテイメント事業に関するお知らせ」ですでに公表しております通り、同年 10 月 25 日、PHILIPS は本契約の解除を通知し、同日付で国際商業会議所の国際仲裁裁判所に対し、当社が平成 25 年 10 月に本件事業の譲受けを拒み、本件契約に違反したとして、仲裁の申立てを行いました。契約解除の結果として、本件契約に基づく取引の実行は行われず、当社は本件事業を取得できなくなりました。すでに公表しておりますとおり、当社は PHILIPS の損害賠償請求を強く否定するとともに、本件契約に違反したのは当社ではなく、PHILIPS であることを主張し続けてきました。当社は、PHILIPS に対して、本件事業が譲渡されなかったことにより当社が被った損害について反対請求（損害賠償）の申立てを行いました。

2. 仲裁判断の要旨

- (1) PHILIPS の請求の一部を認め、当社が PHILIPS に対して損害賠償金として 134.8 百万ユーロ（約 169 億円相当、1 ユーロ=125 円換算）、仲裁費用として 135 万米ドル（約 1.5 億円相当、1 米ドル=111 円換算）、PHILIPS の弁護士費用として約 2.5 百万ユーロ（約 3 億円相当、1 ユーロ=125 円換算）、及びこれらに対する利息 2 % を支払うことを命じました。
- (2) 当社の反対請求を棄却しました。

3. 今後の見通し

今回の仲裁判断につきましては、当社の主張が認められず、誠に遺憾ではありますが、適切に対処していく所存です。

本仲裁の判断により決定した賠償金、仲裁費用、PHILIPS の弁護士費用及びこれらの利息は、平成 28 年 3 月期第 4 四半期に特別損失として計上する予定です。なお、平成 28 年 3 月期通期の業績予想数値につきましては、他の要素も含め現在精査中であり、確定しだい速やかにお知らせ致します。

以上